

政令第 号

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十八年八月三十日とする。

理由

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。